

令和 2 年度

定例 監査報告書

美里町監査委員

美里監第39号
令和2年11月26日

美里町長 上田泰弘様

美里町監査委員 遠山史朗
美里町監査委員 坂田竜義

令和2年度定例監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により、意見を添えて別紙のとおり報告します。

監 査 の 期 日 及 び 対 象

| 月 | 日 | 曜 | 午 前 | 午 後 | 場 所 | |
|-----------|----|--|--|---|------------------------------|--------------------------|
| | | | 9時～12時 | 1時半～4時半 | 午 前 | 午 後 |
| 10 | 15 | 木 | 税 務 課 会 計 課 | 経 済 課 | 中 央 庁 舎 2 階 室 中 執 行 部 控 室 | |
| | 20 | 火 | 建 設 課 | 福 祉 課 | 砥 用 庁 舎 2 階 室 砥 用 議 室 | |
| | 22 | 木 | 社 会 教 育 課 | 中 央 中 学 校 | 中 央 公 民 館 | 中 央 中 学 校 |
| | | | | 中 央 小 学 校 | | 中 央 小 学 校 |
| | 23 | 金 | 林 務 観 光 課 | 美 里 地 域 づ く り コ ン ソ ー シ ャ ム (指 定 管 理 者 施 設) | 砥 用 庁 舎 2 階 室 砥 用 町 議 室 | B & G 砥 用 海 洋 セ ン タ ー |
| | 28 | 水 | 砥 用 中 学 校 | 社 会 福 祉 協 議 会 (指 定 管 理 者 施 設) | 砥 用 中 学 校 | 老 人 福 祉 セ ン タ ー |
| 29 | 木 | 健 康 保 険 課 | 総 務 課 | 中 央 庁 舎 2 階 室 中 執 行 部 控 室 | | |
| 11 | 2 | 月 | 励 徳 小 学 校 | 企 画 情 報 課 | 励 徳 小 学 校 | 砥 用 庁 舎 2 階 室 砥 用 議 室 |
| | | | 東 部 出 張 所 | | 東 部 出 張 所 | |
| | 4 | 水 | 砥 用 小 学 校 | 水 道 衛 生 課 | 砥 用 小 学 校 | 砥 用 庁 舎 2 階 室 砥 用 議 室 |
| | 5 | 木 | 学 校 教 育 課 | 住 民 課 | 中 央 庁 舎 2 階 室 中 執 行 部 控 室 | |
| 議 会 事 務 局 | | | | | | |
| 9 | 月 | 各 種 公 共 施 設 調 査 ・ 公 共 工 事 等 現 地 調 査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央庁舎復興団地・町道鳥越線（中）・金刀比羅公園 ・ カントリーパーク（テニスコート・トイレ・遊具） ・ やすらぎ交流体験施設（元気の森かじか） ・ B&G 砥用海洋センター（トイレ・プールサイド・艇庫） ・ 今村集会所・山神町有林（石野）・湯の香苑（体育館） | | | |

第1. 監査総括

定例監査を実施するに当たっては、各課等から事前に提出された監査資料に基づき、事業内容及び事業推進上の課題等について聴取し、次の点に主眼をおいて行った。

- 1) 町の財務に関する事務が関係法令等に準拠し適正か。
- 2) 町の運営に係る事業の管理が合理的かつ効率的か。
- 3) 財産の管理は適正に行われているか。
- 4) 町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工状況等が適正か。

当日は、担当課長及び担当係長に出席を求め、諸帳簿及び証書類の整理記帳は完全か、財産の管理はどうか等、指摘すべきは指摘して、改善を要する点については適切な処理を講ずるよう指示した。

また、去年の指摘事項の措置状況は、事前に提出されていた改善スケジュールに沿って概ね適正に処理されていた。監査最終日には、改善状況を含め工事中の現場視察を行い現地確認をした。

監査結果については各項目のとおり報告する。

第2. 各項目について

1 予算の執行

財政を取り巻く環境は、平成28年熊本地震及び豪雨災害以降の復旧復興経費の財源確保や、普通交付税（合併算定替え）の段階的縮減がなくなる、令和2年度からの一本算定や公共インフラ資産の更新等への対応が必要となる。

また、宇城広域連合における大規模施設整備事業（ゴミ処理施設、浄化センター、消防本部庁舎建設）の後年度負担金等に、中期的な財政支出を要することとなり一段と厳しい財政運営が予想される。このためにも、更なる自主財源の確保と公債費の抑制、行財政運営の効率化の推進と徹底した歳出見直しや縮減を進め、弾力性のある健全な財政運営ができるよう更に努力されたい。

2 収入事務

調定事務・徴収事務・現金取扱事務については、適正に処理されている。今後も、町税や各種使用料等の滞納については、各課横断した「債権収納対策機構」を積極的に活用し、早期に徴収を進めて、高額化・長期化しないように対処しなければならない。そのためにも、請求・督促の通知と併せて、直接訪問を強化するなど、職員のなお一層の奮起を望む。

長期固定化した債権については、顧問弁護士とも相談し法的対応も含め検討されたい。

3 町税

台帳・帳簿・証拠書類は整備され、記帳は適正に処理されている。所得の把握は町民税や国民健康保険税の課税をはじめ多くの面に影響を及ぼしてくるため、個人の所得調査には万全を期す努力とともに、極力未申告者の一掃に努め公平な課税・徴収に努められたい。

4 起債及び一時借入

起債の目的・資金種別・時期・限度額・方法・借入先、利率及び償還の方法等は適切である。

投資的経費（災害復旧事業に係る経費を除く）に係る起債については、現在4億円を上回っているが、今後とも事業の精査を行い、起債発行額の抑制と効率的な財政運営に努められたい。

5 支出事務

財務会計システムを利用した会計処理により計算相違は無く、関係簿冊及び証書類は正確に整備されている。

6 現金及び有価証券等の保管

現金については、保管体制とその責任の所在が確立されており、かつ毎月末の預金の残高証明書を取り、照合確認されているのは当を得ており良好である。

有価証券及び出資による権利証券は、会計課で的確に保管されている。

7 契約事務

契約事務については、法令及び条例等に則して処理され、適正な契約がなされている。

なお、随意契約の締結については、今後とも慎重な対応が望まれる。

8 工事関係事務

施行何から竣工検査に至るまでの関係書類はよく整備されている。

諸工事については、適切な指導監督により成果が得られている。

現在、災害関連の工事も多い中、担当課においては円滑な工事の実施及び事故防止の点からも、随時現場に出向き進捗状況の把握に努められたい。

なお、繰越明許並びに事故繰越案件は年度内にほぼ完了する予定である。

9 財産管理事務

備品台帳は、総務課行革管財係で管理されており整備も進んでいる。

学校備品の管理番号については、昨年度から新しい採番での整理票が貼付されており、速やかな移行が行われている。

公有財産については、公共施設等マネジメント計画が取りまとめられ、今後は施設ごとに個別の計画を立てて、統廃合などを進めていかれるが、地区住民や利用団体の理解が得られるよう対応されることを望む。また、震災等により新たに取得した財産や未登記の土地の管理については十分配慮されたい。

第3. 結 語

今回も前年同様、指導に重点をおいて監査したものであり、項目ごとに記述したほか書類監査及び現地調査の時点において、それぞれ指摘してあるので速やかに実行に移していただきたい。

普通交付税の合併算定替による財政の硬直化が懸念されるが、先に取り組んだ町行財政改革の趣旨を忘れることなく、これからも常に問題意識を持って、より計画的でかつ効率的な財政運営に努められたい。

過疎化・少子高齢化、町の基幹産業である農業の後継者不足等々、いずれも歯止めの掛からない状況が続いている。町内での就業機会の確保や企業の誘致、新規流入者の受け入れ態勢の整備など、『小さくてもキラリと光るまちづくり』には、町民のニーズを的確に捉えた丁寧で速やかな対応が必要である。

地震・豪雨災害からの復旧・復興も着実に進み、多くの町民が平常の生活に戻りつつある中、「新型コロナウイルス」も終息の見通しが見えない現況ではあるが、今後とも住民の期待に応えられるよう、なお一層努力されることを望んで結語とする。